平成２５年（フ）第３９６１号
大阪市西区九条南３丁目５番15号
破産者　株式会社インテルナシマムラ
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１７６号
大阪府豊中市利倉２丁目19番12号
破産者　株式会社亜細亜工房
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１８７号
大阪市東住吉区住道矢田７丁目１番19号
破産者　ＫＹＴベスト物流株式会社
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６７９号
堺市西区浜寺船尾町東３丁331番地
破産者　中島株式会社
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３２０号
徳島市北田宮２丁目８番48号
破産者　株式会社武田建工
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１号
秋田県横手市十文字町字大道東58番地の５
破産者　有限会社秋南タクシー
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第１８０２号
横浜市中区本牧宮原１番５号サンタハウス本牧２Ｆ
破産者　株式会社滝沢組
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３３７号
横浜市磯子区磯子２丁目25番28号
破産者　日土工業株式会社
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６１３号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸２丁目７番７号都ハイムＢ－５
破産者　株式会社フォルトゥーナ
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６７９号
横浜市神奈川区羽沢南３丁目６番28―203号
破産者　株式会社武田組工事
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５１９号
東京都町田市鶴間688番地24
破産者　株式会社ゼルコーバ
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２７１号
岐阜市平和通１丁目10番地１　シャルマン平和705号室
破産者　中村　　博
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２７２号
岐阜市御手洗390番地16　ウェリスリビオ岐阜公園1002号室
破産者　中村　明博
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２７３号
岐阜市平和通１丁目10番地１　シャルマン平和705号室
破産者　中村ゑみ子
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２９３号
岐阜市鷺山2563番地18　清流園
破産者　高田　繁樹
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第５０６号
京都市南区吉祥院嶋川原田町15番地
破産者　有限会社アート・スペース
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９１１号
京都市伏見区向島二ノ丸町57
破産者　有限会社中村屋
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２９号
山口県柳井市柳井134番地
破産者　防予海運株式会社
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所岩国支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２７５号
埼玉県越谷市蒲生２丁目１番52号　パークサイドオオクマ102
破産者　田中真貴夫
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３４３号
埼玉県越谷市七左町１丁目188番地６　アーバンハイツ203、開始決定時の住所埼玉県越谷市蒲生茜町17番地18　サンフォーレ越谷南505号
破産者　後藤　　勝
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第８２号
大津市南志賀４丁目５番15号
破産者　髙須　啓子
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９１号
滋賀県草津市野路町2419番地５
破産者　カイロプラクティックとくますこと
徳増　仁人
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部